

1 事業計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的		項目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A)	備考
組合員数				81,482 戸	81,270 戸		
農作物共済	水 稻	一 筆	3,109,400 <sup>a</sup>	2,672,395 <sup>a</sup>	2,627,190 <sup>a</sup>	84.5 %	
		品 質		310	310	0.0	
	計		3,109,400	2,672,705	2,627,500	84.5	
	陸 稻		16	0	0	0.0	
	麦	一 筆	600,000	431,254	342,900	57.2	
		災害PQ		138,004	216,800	36.1	
	計		600,000	569,258	559,700	93.3	
農作物共済合計		3,709,416	3,241,963	3,187,200	85.9		
家畜共済	乳用成牛		8,740 頭	7,863 頭	7,140 頭	81.7 %	
	乳用子牛等 (胎 児)		6,620	4,864 (4,479)	4,217 (3,864)	63.7	
	肥育用成牛		12,730	660	620	4.9	
	肥育用子牛		460	81	70	15.2	
	その他の肉用成牛		1,260	765	695	55.2	
	その他の肉用子牛等 (胎 児)		1,120	635 (554)	525 (450)	46.9	
	一般馬		0	0	0	0.0	
	種 豚		6,740	743	753	11.2	
	肉 豚		56,560	4,087	4,245	7.5	
計		94,230	19,698	18,265	19.4		
家畜共済 (新制度)	死 亡 廃 用	搾 乳 牛	8,740 頭	— 頭	— 頭	— %	
		繁殖用雌牛	2,380	—	—	—	
		育成乳牛	6,620	—	—	—	
		育成・肥育牛	13,190	—	—	—	
		繁殖用雌馬	0	—	—	—	
		育成・肥育馬	0	—	—	—	
		種 豚	6,740	—	—	—	
		肉 豚	56,560	—	—	—	
計		94,230	—	—	—		

共済目的		項目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A)	備考	
家畜共済 (新制度)	疾病 傷害	乳用牛	9,050 頭	— 頭	— 頭	— %		
		肉用牛	14,990	—	—	—		
		一般馬	0	—	—	—		
		種豚	6,740	—	—	—		
		乳用種種雄牛	0	—	—	—		
		肉用種種雄牛	0	—	—	—		
		種雄馬	0	—	—	—		
計			30,780	—	—	—		
果樹共済	なし	半相殺・短縮	38,701 <sup>a</sup>	6,428 <sup>a</sup>	7,125 <sup>a</sup>	18.4 %		
		樹園地・短縮		2,258	2,536	6.6		
	計			38,701	8,686	9,661	25.0	
	ぶ ど う	半相殺・短縮	16,800		427	447	2.7	
		半相殺・ひょう害			536	536	3.2	
		樹園地・短縮			168	148	0.9	
	計			16,800	1,131	1,131	6.7	
果樹共済合計			55,501	9,817	10,792	19.4		
畑作物共済	スイートコーン		33,700 <sup>a</sup>	1,664 <sup>a</sup>	1,700 <sup>a</sup>	5.0 %		
	大豆	一筆	67,184	7,333	7,348	10.9		
		全相殺		23,496	23,652	35.2		
	計			67,184	30,829	31,000	46.1	
	茶	半相殺	75,800	2,402	2,300	3.0		
		災害PQ		0	0	0.0		
	計			75,800	2,402	2,300	3.0	
	農作物計			176,684	34,895	35,000	19.8	
	春蚕繭			95.00 箱	83.18 箱	80.00 箱	84.2	
初秋蚕繭			66.00	52.89	51.00	77.3		
晩秋蚕繭			95.00	82.75	80.00	84.2		
蚕繭計			256.00	218.82	211.00	82.4		

共済目的		項 目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A)	備 考	
園 芸 施 設 共 済	ガラ ス室	I 類	518 棟	0 棟	0 棟	0.0 %		
		II 類		241	246	47.5		
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス	I 類	12,322	0	0	0.0		
		II 類		5,966	5,898	47.9		
		III 類	482	182	173	35.9		
		IV 類甲	1,812	798	795	43.9		
		IV 類乙	1,137	472	470	41.3		
		V 類	487	186	190	39.0		
		VI 類	199	157	158	79.4		
	VII 類	512	326	353	68.9			
計			17,469	8,328	8,283	47.4		
任 意 共 済	建物	総 合	194,033 棟	9,778 棟	9,479 棟	4.9 %		
		火 災		122,544	118,828	61.2		
	計			194,033	132,322	128,307	66.1	
	農機具	損 害	73,854 台	11,188 台	11,766 台	15.9 %		
		更 新		263	170	0.2		
計			73,854	11,451	11,936	16.2		

※家畜共済の「乳用子牛等」及び「その他の肉用子牛等」の欄には、内数で胎児の引受数を( )内書きで記載。  
 ※家畜共済の新制度「死亡廃用」「疾病傷害」については、平成31年1月から引受実施となるが、料率等が未確定のため引受計画を「-」表記とした。

## (2) 農業共済事業の規模

## ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金			保険料 総額	交付金又は 納入保険料(△)	手 持 共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額	国庫負担金	農家負担金				
農作物共済	水稲	一筆	2,627,190a	2,672,395a	14,373,840	14,086	7,043	7,043	144	6,899	13,942
		品質	310	310	2,422	11	5	6	1	4	10
		計	2,627,500	2,672,705	14,376,262	14,097	7,048	7,049	145	6,903	13,952
		陸稲	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	麦	一筆	342,900	431,254	723,249	18,291	9,182	9,109	4,534	4,647	13,756
		災害PQ	216,800	138,004	736,513	42,239	22,217	20,022	16,866	5,351	25,373
		計	559,700	569,258	1,459,762	60,530	31,399	29,131	21,400	9,998	39,129
	農作物共済合計	3,187,200	3,241,963	15,836,024	74,627	38,447	36,180	21,545	16,901	53,081	
家畜共済	乳用成牛	7,140頭	7,863頭	1,115,625	240,339	117,643	122,696	75,550	42,093	164,789	
	乳用子牛等	4,217	4,864	137,246	16,666	8,333	8,333	5,084	3,249	11,582	
	肥育用成牛	620	660	84,890	2,810	1,405	1,405	1,222	183	1,588	
	肥育用子牛	70	81	5,007	859	429	430	315	114	544	
	その他の肉用成牛	695	765	114,689	8,309	4,154	4,155	2,168	1,986	6,141	
	その他の肉用子牛等	525	635	25,135	3,432	1,716	1,716	1,156	560	2,276	
	一般馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	種豚	753	743	39,786	4,302	1,720	2,582	2,002	△ 282	2,300	
	肉豚	4,245	4,087	38,574	6,012	2,404	3,608	3,006	△ 602	3,006	
家畜共済(新制度)	死亡	搾乳牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		繁殖用雌牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		育成乳牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		育成・肥育牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	廃用	繁殖用雌馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		育成・肥育馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		種豚	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		肉豚	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	疾病	乳用牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		肉用牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		一般馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	傷害	種豚	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		乳用種種雄牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		肉用種種雄牛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	種雄馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	家畜共済合計	18,265	19,698	1,560,952	282,729	137,804	144,925	90,503	47,301	192,226	
果樹共済	なし	半相殺・短縮	7,125a	6,428a	330,584	12,308	6,154	6,154	8,096	△ 1,942	4,212
		樹園地・短縮	2,536	2,258	105,079	2,213	1,106	1,107	1,271	△ 164	943
		小計	9,661	8,686	435,663	14,521	7,260	7,261	9,367	△ 2,106	5,155
	ぶどう	半相殺・短縮	447	427	24,224	560	280	280	329	△ 49	231
		半相殺・ひよろ書	536	536	38,611	203	102	101	104	△ 2	99
		樹園地・短縮	148	168	7,205	82	41	41	39	2	43
		小計	1,131	1,131	70,040	845	423	422	472	△ 49	373
	果樹共済合計	10,792	9,817	505,703	15,366	7,683	7,683	9,839	△ 2,155	5,528	
畑作物共済	スイートコーン	1,700a	1,664a	26,401	845	465	380	609	△ 144	236	
	大豆	一筆	7,348	7,333	9,808	497	273	224	344	△ 71	153
		全相殺	23,652	23,496	35,005	2,658	1,462	1,196	1,706	△ 244	952
		計	31,000	30,829	44,813	3,155	1,735	1,420	2,050	△ 315	1,105
	茶	半相殺	2,300	2,402	12,898	595	327	268	452	△ 125	143
		災害PQ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	2,300	2,402	12,898	595	327	268	452	△ 125	143
		農作物計	35,000	34,895	84,112	4,595	2,527	2,068	3,111	△ 584	1,484
		春蚕繭	80.00箱	83.18箱	5,155	41	20	21	26	△ 6	15
		初秋蚕繭	51.00	52.89	2,916	64	32	32	40	△ 8	24
		晩秋蚕繭	80.00	82.75	4,455	53	26	27	19	7	34
	蚕繭計	211.00箱	218.82箱	12,526	158	78	80	85	△ 7	73	
	畑作物共済合計			96,638	4,753	2,605	2,148	3,196	△ 591	1,557	

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金			保険料 総額	交付金又は 納入保険料(△)	手持 共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額	国庫負担金	農家負担金				
園芸施設共済	ガラ										
	I類	0棟	0棟	0	0	0	0	0	0	0	
	II類	246	241	1,673,118	4,907	2,281	2,626	2,117	164	2,790	
	小計	246	241	1,673,118	4,907	2,281	2,626	2,117	164	2,790	
	ブラ										
	I類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	II類	5,898	5,966	2,580,878	54,219	26,035	28,184	28,664	△ 2,629	25,555	
	III類	173	182	641,451	14,659	7,078	7,581	8,470	△ 1,392	6,189	
	IV類甲	795	798	4,610,694	36,991	17,726	19,265	19,559	△ 1,833	17,432	
	IV類乙	470	472	2,703,620	27,049	12,692	14,357	14,089	△ 1,397	12,960	
チ											
V類	190	186	806,621	4,809	2,149	2,660	2,218	△ 69	2,591		
ソ											
VI類	158	157	42,473	2,438	1,201	1,237	1,490	△ 289	948		
ク											
VII類	353	326	262,519	5,815	2,864	2,951	3,179	△ 315	2,636		
小計	8,037	8,087	11,648,256	145,980	69,745	76,235	77,669	△ 7,924	68,311		
園芸施設共済合計	8,283	8,328	13,321,374	150,887	72,026	78,861	79,786	△ 7,760	71,101		
制度共済合計			31,320,691	528,362	258,565	269,797	204,869	53,696	323,493		

イ 任意共済事業の規模

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金・賦課金			再共済掛金	再共済手数料	手持 共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額	共済掛金	事務費賦課金				
建物	総合	9,479棟	9,778棟	49,070,210	144,339	86,883	57,456	43,302	17,377	60,958	
	火災	118,828	122,544	1,422,054,530	1,109,540	610,294	499,246	332,862	134,809	412,241	
	小計	128,307	132,322	1,471,124,740	1,253,879	697,177	556,702	376,164	152,186	473,199	
農機具	損害	11,766台	11,188台	20,228,150	120,659	86,426	34,233	-	-	86,426	
	更新	170	263	242,100	32,282	31,314	968	-	-	31,314	
	小計	11,936	11,451	20,470,250	152,941	117,740	35,201	0	0	117,740	
任意共済合計			1,491,594,990	1,406,820	814,917	591,903	376,164	152,186	590,939		
合計			1,522,915,681	1,935,182					914,432		

### (3) 引受計画と実施方策

農業政策及び農業支援策等についての関係機関等からの情報、政策に留意し、農家の作付け動向等を把握しつつ、「平成 30 年度事業計画書」に計画した目標を達成するため、各共済事業について、次の重点項目を推進する。

#### ア 農作物共済

##### 引受計画

(ア) 水稲 地域農業再生協議会等と連携を図り、作付け実態の適正把握及び適正引受に努め、引受向上を目指す。

平成 30 年度目標引受率 84.5%

(イ) 麦 地域農業再生協議会等と連携を図り、作付け実態の適正把握及び適正引受に努め、引受向上を目指す。

平成 30 年度目標引受率 93.3%

##### 実施方策

###### (ア) 水稲

- a 地域農業再生協議会・JA等と連携を図り、経営所得安定対策に申請する者の主食用米・米粉用米・飼料用米等の耕作情報を正確に把握し、適正な引受に努める。また、同対策申請者に対して、パンフレットによる制度（新制度、危険段階掛金率等を含む）の説明を行い、十分な補償が得られるような補償割合・単位当たり共済金額を選択してもらえよう推進を図る。
- b 未加入者リストを活用し、当然加入基準未満の生産者に対しパンフレットによる制度（新制度、危険段階掛金率等を含む）の説明を行い、引受推進を行う。また、共済支部長組織を活用し、地域の作付け状況を把握し、適正な引受に努める。
- c 主食用米、多用途米、多収穫米等の収穫量等の把握に努め、把握できない場合は、引受除外の申請を行う。
- d 近年異常高温による水稲の品質低下が見られることから、関係機関と連携を図り、作柄の早期把握に努め、品質低下も補償対象とする水稲品質方式について、共済支部長会議等で引受推進を図る。
- e 共済細目書未提出者、共済掛金等未収者に対して、「農作物共済引受の手引き」に則り、役職員等の戸別推進を行い、共済制度の普及を図る。
- f 温湯消毒機による水稲種子消毒で、農家・地域との接点強化を図り、引受向上に努める。

###### (イ) 麦

- a 地域農業再生協議会、JAなどと連携協調を諮り、経営所得安定対策に申請するものについては、品種、面積等を把握し適正な引受に努める。また、営農継続支払交付金の収穫量の調整について十分な説明を行い適正な単位当たり共済金額を選択してもらえよう推進を図る。
- b 引受推進は、災害収入共済方式を推進の基本とし、麦共済パンフレット（新制度、危険段階掛金率等を含む）を用いて同方式の仕組みを十分説明し引受推進を行う。

## イ 家畜共済

### (ア) 農家ニーズに即した加入方式での引受推進

乳用牛については、子牛・胎児のセット加入を推進する。

肉用牛農家・養豚農家においては、事故除外方式等を説明し、それぞれの農家ニーズにあった提案型の推進を図る。

### (イ) 全戸意思確認からの展開

全戸意思確認調査を実施するとともに飼養者、飼養頭数を把握し、有資格者の全頭加入推進を図る。

### (ウ) 関係団体との連携による引受の適正化

県関係機関ならびに畜産等の関係団体等と連携を図り、飼養情報の共有化を図る。

### (エ) 組合員への制度内容の周知

組合員に対しては継続加入時に重要事項説明書を活用した制度の周知を図り付保割合の向上を図る。

また、異動通知の励行を図り、包括共済の整合性を確保する。

### (オ) 危険段階別共済掛金率の適正な設定

飼養農家の飼養形態及び飼育管理等の変化に加え組合の広域化により、個人の被害率にも大きな差異が見られ、農家間の不公平感の解消並びに事業の適正な実施観点から危険段階別共済掛金率を活用した更なる推進を図る。

## ウ 果樹共済

### 引受計画

(ア) 有資格農業者リストの整備を行い、地域実態に合わせた引受推進を行う。

(イ) 加入者の継続加入を維持するよう推進を図る。また、未加入農家への引受推進を図ると共に共済制度への加入意思の確認を行う。

平成30年度目標引受率（なし25.0%、ぶどう6.7%）

### 実施方策

#### (ア) 関係機関等との連絡協調

県・市町村・出荷組合・JA等に対して、果樹共済パンフレットの配布を行い制度の周知に努め、加入推進への理解と協力体制の強化を図る。

#### (イ) 有資格農業者リストの整備

県・市町村・出荷組合・JA・共済支部長等に新規就農者等情報提供を受け、農林業センサス等を参考に有資格農業者のリスト整備を引き続き行う。

#### (ウ) 戸別訪問による意思確認の徹底

有資格農業者リストに基づき戸別訪問を行い、引受推進を図ると共に加入意思の確認を行う。

#### (エ) 引受の推進及び組合員への新制度内容の周知

共済支部長等を対象とした推進会議を引き続き開催し、積極的に引受拡大を図る。

また、有資格農業者リストを基に、未加者に対し戸別訪問し危険段階（個人料率）が適用される方式が拡大されたこと及び新制度として樹園地単位方式と特定危険方式が平成34年産より廃止となることを十分に説明し引受推進を図る。

## エ 畑作物共済

### 引受計画

#### (ア) 大豆

地域農業再生協議会、JA等と連携を図り経営所得安定対策申請農業者の引受推進を行う。

平成30年度目標引受率46.1%

#### (イ) 茶

有資格農業者リストを基に戸別訪問を行い、共済制度の内容を十分説明し引受推進を行う。

平成30年度目標引受率3.0%

#### (ウ) スイートコーン

出荷組合等の会議に参加し、共済制度の内容を十分説明し、推進を行う。また、有資格農業者リストを基に戸別訪問を行い引受拡大に努める。

平成30年度目標引受率5.0%

#### (エ) 蚕繭

未加入農家に対し、戸別訪問を行い、共済制度の内容を十分説明し、全戸引受に努める。

## 実施方策

### (ア) 大豆

- a 地域農業再生協議会、JA等と連携を図り、経営所得安定対策に申請する者の栽培状況を把握すると共に、有資格者リストを整備し、更新したリストをもとに加入推進に努める。また、共済制度（新制度、危険段階掛金率等を含む）の分かりやすいチラシを用いて十分な説明を行い、引受拡大を図る。
- b 生産法人及び集落営農組織に対し、戸別訪問を行い、大豆共済のチラシを用いて制度説明することにより、引受拡大を図る。
- c 平成28年度より導入した単位当たり共済金額の選択制を活用し、加入者の希望する補償金額で加入を推進し、引受拡大を図る。
- d JA出荷計画（播種前計画）をもとに完全引受に努める。

### (イ) 茶

共済資源の把握に努め、有資格農業者リストを整備し、更新したリストをもとに未加入者に対し、茶共済のチラシ（新制度、危険段階掛金率等を含む）を用いて、戸別訪問等により加入推進を図る。

### (ウ) スイートコーン

生産者に対し説明会を実施すると共に、有資格農業者リストを整備し、更新したリストをもとに未加入者に対し、スイートコーン共済のチラシ（新制度、危険段階掛金率等を含む）を用いて、戸別訪問等により引受推進を図る。



(エ) 蚕繭

未加入農家に対し、蚕繭共済のチラシ（新制度、危険段階掛金率等を含む）を用いて、戸別訪問を実施し、制度説明を行い全戸引受に努める。

オ 園芸施設共済

引受計画

(ア) 改正制度の更なる普及と周知を図るため有資格農業者リストの整備に努める。

重点推進地域を選定し未加入農家の引受推進を図る。

平成 30 年度目標棟数引受率 47.4%

実施方策

(ア) 関係機関等との連絡協調

県・市町村・出荷組合・J A・共済支部長等に対して、制度の周知に努め、加入推進への理解と協力体制の強化を図る。

(イ) 有資格農業者のリスト整備と引受拡大

県・市町村・出荷組合・J A・共済支部長等からの新規就農者等情報及び農林業センサス等を参考に有資格農業者のリスト整備に努め、引受推進地域を選定する等計画的に引受拡大を図る。また、加入意思の確認を行う。

(ウ) 引受評価の適正化

制度改正に伴う補償内容等を農家に十分に説明を行い、適正な引受評価を行う。

また、事務処理は複数でのチェックを行い、より一層引受適正化に努める。

(エ) 危険段階別共済掛金率の導入

組合員ごとの被害率等に基づく危険段階別共済掛金率を導入しより被害実態に合った掛金の負担を求め加入の定着化を図る。

カ 建物・農機具共済

(ア) 建物共済

a 引受の適正化

加入資格審査の取組・審査体制を強化し、引受審査が適正に行われているか十分な確認を行う。

b 加入推進体制の強化

加入者に対し建物共済の仕組や各種特約を丁寧に説明し、加入者の意向や契約内容について、「ご契約内容確認書」で確認を徹底する。また高齢者については、状況に応じて加入推進時に親族等の同席を求める。

c 総合共済の積極的な推進

地震や雪害など自然災害が多発し、総合共済への組合員のニーズが高まってきているのを捉え、仕組改定により総合共済の事故担保割合の引き上げ並びに共済金額限度額の引き上げを行い総合共済の増額、火災・総合共済のセット加入や建物収容物（米、麦、大豆）を補償する特約などの積極的な推進を行う。

d 家具類の推進

家具類の加入について事故時に十分な補償がされない場合が見受けられるので、家具類の加入推進を行い、補償の充実を図る。

- e 共済金支払い時の加入推進  
共済金の支払時に建物評価額に対し加入額が低い場合、補償額を評価額一杯の加入推進を行う。

(イ) 農機具共済

a 資源把握と引受拡大

農林業センサスの農機具所有台数（市町村別）をもとに資源の把握に努め、未加入農機具の引受拡大を図る。

b 盗難防止対策等

トラクター等の盗難に対し、J Aや県及び県警察と連携し啓蒙活動を行うとともに組合員への情報提供により損害の未然防止に努める。また、組合員に対し盗難に備えた加入推進を図る。

c 農機具展示会への参加

J Aが開催する農業用機械展示会に参加し、農家に対し農機具共済のPR、加入推進を行う。

キ 農業経営収入保険事業

(ア) 関係機関との連携

類似制度と同時加入できないことを踏まえると、市町村、農業委員会、J A等と連携を図ることは重要課題であり、同関係機関と普及推進に関する検討会を開催するとともに、農業者が集まる関係機関主催会議や関係機関が発行する広報誌等に収入保険制度の周知文を掲載し、広く農業者へ周知を図る。

(イ) 収入保険制度対象農業者の把握

収入保険制度は「青色申告農業者」に限定されることから、平成30年秋の加入申請に向けて、県内地域の何処にどれだけの対象者や収入保険に興味を持つ農業者がいるのか、を把握することが重要課題であると捉え、収入保険に関する意向アンケート調査（埼玉版）を県内全域に実施する。

(ウ) 青色申告相談会の実施

収入保険制度を普及させることはもとより、母集団を拓げることも重要課題であると捉え、白色申告者から青色申告者へ転換させる機会の場合として、平成29年度同様「税理士会埼玉県支部連合会と連携した青色申告相談会」を実施する。また、本年度は、同会場を、加入申請の受領の場とすることも含め、引続き開催実施する。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済

(ア) 早期被害申告の周知

被害が発生した場合には、必ず収穫前に被害申告を行うよう周知に努める。高温障害については、対策会議を開催して関係機関からの情報提供を受け、高温障害が心配される場合は、全筆被害申告するよう注意喚起を行う。

(イ) 適期・適正損害評価の実施

J A、各関係機関と連携を図り、作柄状況、刈取り適期の把握に努める。標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。また、損害評価員講習会を開催し、評価技術の向上を目指す。また、分割評価の重要性について説明し、適正評価に努める。

(ウ) 巡回調査の実施

関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し被害状況の早期把握と共有化を図る。

(エ) 制度・仕組みの説明と損害評価の通知の送付

引受方式・補償割合の選択制導入により、同じような被害程度でも支払共済金に差が生じる事があるため、制度・仕組みについて加入者に十分な説明を行う。また、損害評価結果について、共済金の支払該当者だけでなく、支払に該当しなかった申告者についても損害評価の結果を通知する。

イ 家畜共済

(ア) 死傷事故の現地確認

関係法令及び廃用認定基準等の定めるところにより厳正な現地確認の励行（廃用認定体制の確保）及び適正評価に努める。

(イ) 病傷事故の適正な取扱い及び指導

集合審査及び現地確認調査を的確に実施し、病傷事故の更なる適正給付を期す。

(ウ) 保険金請求事務の適正化（診断書提出遅延等への対応、異動状況の把握体制を含めた請求事務処理の迅速化等）

保険金請求事務の適正化を図るため、家畜共済制度重要事項説明書を作成し、開業獣医師及び家畜共済担当者に対し、関係書類の迅速かつ適正な事務処理を行うよう指導する。

(エ) 免責基準の設定及び適用の適正化に向けた指導

指定獣医師に対し、免責基準の周知徹底を図るとともに病傷診断書の適期提出を指導する。

ウ 果樹共済

(ア) 基準収穫量の適正な設定

基準収穫量の設定に当たっては、園地条件、肥培管理、損害評価実績、責任開始前損害の有無、標準収穫量等を検討し適正な設定を行う。

(イ) 組合員の被害申告の適正指導と損害評価の適正実施

関係機関と連絡を密にし、作柄の早期把握に努め、組合員から迅速な被害申告がなされるよう促す。また、『なし』のみつ症発生状況調査を引続き実施し、注意喚起等に対する情報収集に努める。損害評価に当たっては作柄等の状況把握に努め悉皆調査の適正実施を図る。損害評価の結果を組合員に対し通知する。

(ウ) 職員の研修実施

職員を対象に現地研修会を開催し、損害評価技術の向上を図り、適時評価、生産量の把握、並びに分割評価の適正化等を習得する。

(エ) 関係機関等との連携による適正評価及び巡回調査の実施

関東農政局統計部・県果樹関係機関・損害評価会委員等と巡回調査を実施し、

作柄の早期把握に努め、適正な損害評価の実施を図る。

## エ 畑作物共済

### (ア) 適期・適正損害評価の実施

J A等各関係機関と連携を図り、作柄状況、刈取り適期等の把握に努める。  
標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。また、損害評価員講習会を開催し評価技術の向上を目指す。また、分割評価の重要性について説明し、適正評価に努める。

### (イ) 巡回調査の実施

関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し、被害状況の早期把握と共有化を図る。

### (ウ) 出荷量調査による損害評価の検証

出荷団体等と連携を密にし、出荷状況を把握し評価収量の確認を行う。

## オ 園芸施設共済

### (ア) 組合員からの適正な被害申告と損害評価の適正実施

県関係機関等の協力を得て被害状況の早期把握に努め、組合員から迅速な被害申告がなされるよう促す。損害評価実施に当たって現地講習会を開催し適正評価の知識の向上に努める。

### (イ) 施設内農作物の分割評価の適正励行

県試験研究機関の指導協力を得て、施設内農作物の病虫害防除講習会を引き続き開催し評価技術（的確な病虫害の見極め等）の向上に努め、分割評価の適正実施を図る。

### (ウ) 被害状況等の把握

台風等の被害が広範囲になる事が予想される場合、巡回調査等を行い被害状況の早期把握に努め適正評価を図る。

## カ 建物・農機具共済

### (ア) 事故発生通知の迅速化

加入者からの事故発生通知の迅速化を徹底する。

### (イ) 共済金の早期支払

加入者に必要書類の早期提出を促すとともに、適正かつ速やかな現地評価、事務処理を行い、約款で定める期日内に共済金の支払を行う。

### (ウ) 大規模災害に備えた評価研修の実施

地震等の大規模自然災害に備えて、職員の損害評価技術の向上と損害評価体制の強化を図るため、評価研修を実施する。

(5) 損害防止事業の実施方策

ア 農作物共済

(ア) 損害防止経費の一部助成

損害防止活動の一環として損害防止経費の一部助成を行い、病虫害の軽減に努める。

(イ) 病虫害発生情報の提供

麦赤かび病対策として、県が実施している病虫害発生予察情報を早期伝達し、損害の未然防止に努める。

(ウ) 防除機具の貸出し

動埴等の防除機具の貸出しを行い、病虫害の軽減に努める。

(エ) 水稻種子温湯消毒の実施支援

水稻種子消毒について、JA等の協力を得て農業共済組合の支所事務所等において温湯消毒を実施する。

イ 家畜共済

(ア) 一般損害防止事業の効果的な実施

酪酸菌製剤を投与し、腸内環境を改善して病原菌感染の防止及び生産性の向上を図る。

粘着シートを用いた有害飛翔昆虫の防除により、牛白血病をはじめとする感染症の予防を図る。

(イ) 損害防止技術講習会の実施

家畜診療所において診療所獣医師間での診療技術の伝達講習会を実施し、診療技術の向上を図る。

ウ 果樹共済

(ア) 病虫害発生情報の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

(イ) 損害防止経費の一部助成

損害防止に関わる経費の一部を助成し、病虫害・鳥獣害の軽減に努める。

エ 畑作物共済

(ア) 損害防止経費の一部助成

損害防止活動の一環として損害防止経費の一部助成を行い、病虫害の軽減に努める。

(イ) 防除機具の貸出し

動埴等の防除機具の貸出しを行い、病虫害の軽減に努める。

オ 園芸施設共済

(ア) 病虫害発生情報の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載する

ほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

## (6) 執行体制等の整備

### ア 正副組合長会議、理事会及び監事会の開催計画等

収入保険制度の導入と農業共済制度の見直し等の大転換期に直面し、役職員の迅速な意思疎通を図り、特定組合として適正かつ円滑な業務運営を遂行するため、正副組合長会議を毎月開催する。

理事会も必要に応じて随時開催し、定款及び理事会運営規則に基づいて、業務執行、会計の状況及び執行上の重要な事項について審議し、運営に当たる。

監事会監査は、定款及び監事監査規則に基づき、年2回定例監査（5月決算監査・11月中間監査）に本所、統括支所、支所及び家畜診療所ごとに行い、監査の計画的・効率的な執行に努める。また、必要に応じて開催する。

### イ 職員の配置計画等について

特定組合により今まで以上に業務運営の合理化、事務の効率化を図るため、本支所間の緊密な連携が求められる。円滑な業務運営が進められるよう、毎月支所長会議を開催し、情報の共有化と内部統制に努める。

本・支所間の人事配置については、業務収支を考慮し職員数の抑制に努め、再雇用制度を活用するなどして適切な人事配置を行ない、本・支所ごとの業務量等勘案して人事異動等を行い、コンプライアンス態勢の強化及び職場の活性化に努める。

### ウ 共済支部長、損害評価員等基礎組織の維持・整備

共済事業の一層の引受拡大、適正な損害評価体制の充実を図るため、共済支部長講習会、損害評価員講習会等を開催し、共済支部長、損害評価員等の業務運営、事業推進に対する協力を要請する。

(ア)「組合広報紙」を4月、6月、10月、1月の年4回発行し、組合員への情報提供を図る。

(イ) N O S A I 埼玉ホームページの適正な管理と運営を行う。

### エ 職員の研修等

職員の資質向上を図るため、別表の平成30年度研修事業計画のとおり農林水産省及びN O S A I 協会主催の研修会に積極的に参加する。また、農業共済事業に係る法律研修及び農業保険制度の周知徹底と大型化した組合の組織づくりを目的とした業務に付随する専門知識の習得に関する研修を行い、職員の業務に対する知識の習得と意欲向上を図る。

具体的には、収入保険事業実施に伴う研修を行い、農業簿記等の知識を習得することにより、円滑な収入保険事業の導入及び農家の相談役となる職員の養成を図る。

さらに、組合員へのF S 活動及びR M 活動に資するため、業務に関する有用な資格を取得させる。

### オ 農業共済ネットワーク化情報システム等の適切な運用

- (ア) 2段階システム及び3段階システムがスムーズに運用できるよう電算サポート会社との連携を強化する。
- (イ) 情報セキュリティの重要性に鑑み、認識を深めるための研修会等を開催し、農業共済団体における情報資産の適切な管理運用を図る。特に、保有する個人情報の管理に当たっては個人情報管理台帳による管理を規定、実践し、適切な保護への対応に努める。
- (ウ) 特定組合化に伴い組織内での迅速な情報共有化等に資するため、グループウェアの適正運用に努める。
- (エ) 収入保険用システムの運用環境準備を行い、円滑な引受が出来るようにする。

#### カ 内部牽制機能の充実

特定組合のコンプライアンス体制維持及び内部統制を図るため、監査室兼収入保険対策室による内部監査を年2回本支所及び家畜診療所ごとに実施する。監査は、内部監査実施要領に規定するチェックリストに基づき行い、監査結果及び改善状況については監事に報告し、内部監査の実効性を期するとともに、牽制機能の強化を図る。

#### キ リスク管理体制の整備

リスク管理基本方針に基づき統一的なリスク管理を行い、四半期ごとに状況を把握・分析して、理事会に報告等行い、適正な業務運営に努める。

#### ク 予算統制の方策

適正かつ効率的な事業運営を実施するために、収支予算計画に基づき経費節減に努め、業務予算の適切な執行を行なう。

余裕金の運用に当たっては、四半期毎に余裕金運用管理委員会を開催し、運用状況、市場リスク等の報告を行い、また委員会の意見に基づき、安全で効率的な運用を図る。さらに、四半期毎に理事会へ報告を行う。

別表

平成30年度研修事業計画

研修等の名称		目的	対象者	予定人数
役員研修	理事研修会	理事の責務、組合運営を適正に行う意識の高揚	理事	21人
	監事研修会	監事の責務を適正に行う意識の高揚	監事及び監査担当職員	16人
	NOSAI 理事研修会(派遣)	組織の最高責任者としての責務を自覚し、組織内でのコンプライアンスの徹底、不祥事の未然防止、適正な団体運営に必要な管理能力の涵養を図る	理事	1人
職員研修	エクセル研修会(応用編)	通常業務で使用されている表計算ソフトについて高度な知識を習得することにより、業務能力の向上を図る。	事業担当職員等	15人

職 員 研 修	収入保険に関する研修会	収入保険制度の実施に伴い、農業簿記及び青色申告、確定申告を始め、必要な知識習得を図る。	全職員	185人
	新規採用職員研修会	農業共済職員としての基本的な事項及び共済事業の基礎知識の習得	新規採用職員	3人
	情報セキュリティ研修会	コンプライアンスに係る個人情報の適切な取扱いを行うのに必要な知識の習得	職員	40人
	一般職研修会	接客マナー、クレーム対応能力、対人能力（説明力、交渉力）向上、モチベーション向上等、一般職員としての職務能力向上を図り、併せてコンプライアンスの徹底を図る。	職員	84人
	広報技術研修会	NOSAI協会広報担当者を講師に迎え、農業共済新聞「埼玉版」の紙面向上を目的として、広報担当者の技術レベルアップを図る	職員	20人
	毒劇物取扱責任者養成講習及び資格取得	農薬等の薬物を安全に取り扱うのに必要な知識の習得	職員	4人
	事業別研修会	事業別の関係農業共済定款・規程・諸規則等の研修及び各共済事業の適正引受についての知識の習得	職員	延べ370人
派 遣 研 修	上級管理職研修会	上級管理職としての自らの役割を理解し事業の方向性を実践する必要性を学び、支所あるいは組合等の視点からの戦略立案や組織設計、組織変革の基礎とその実践方法を習得する	上級管理職 (部長・室長・ 統括支所長クラス)	1人
	初級管理職研修会	管理職の役割、組織運営に必要な知識とマインド、組織マネジメントに必要なスキル、リーダーシップ、人材マネジメントのエッセンスを学ぶ	初級管理職 (課長・支所長クラス)	2人
	管理職養成研修会	次期幹部候補として、職場リーダーの役割を理解し、マネジメントの基礎、普及推進に関する部下指導等を学ぶ	職員 (副課長・ 副支所長クラス)	2人
	中間指導職養成研修会	中間指導職養成を目的とし、農業情勢や農業保険制度、保険理論等の基礎知識の習得を図る	中間指導職 (共済歴3～5年程度)	1人
	普及推進研修会 (初級・中級)	普及推進、クレーム対応の基礎知識・応用知識や基礎技法・応用技法を学び習得するとともに説明力を高め、プレゼンテーションを学ぶ	初級:初級職 (共済歴5～10年程度) 中級:中間指導職 (共済歴10～15年程度)	3人
	システム運用管理者研修会	① システム基盤運用管理実践コース システム及びシステム基盤の運営実務担当者、担当予定者 ② 情報セキュリティ対策実践コース 情報セキュリティ管理責任者、実務担当者 ③ NOSAIシステム運用指導者コース システム運用指導者、実務担当者	①システム担当職員 ②システム担当職員 ③システム運用職員	3人



派遣研修	広報技術研修会	組合広報紙の編集・製作に必要な技術を研修し、広報紙の内容充実、発行促進に資する	職員	2人
	収入保険制度に係る研修会	収入保険制度の実施主体として、農家・農業法人の税務申告や経理処理に関し、専門的知識を有する職員を育成する。	収入保険担当職員	4人
	法令等研修会	保険理論等の研修を専門に行うことにより、NOSAI職員としての知識や、法令等を遵守する意識をより高めることを目的とする	職員	2人
	経理研修会	農業共済団体の経理の実務担当者を対象に経理の仕組みや専門的知識の習得を図る。	職員	2人
	農作物共済研修会	農作物共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業共済制度の健全な運営に資することを目的とする	職員	2人
	畑作物共済研修会	畑作物共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業共済制度の健全な運営に資することを目的とする	職員	2人
	果樹共済研修会	果樹共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業共済制度の健全な運営に資することを目的とする	職員	2人
	園芸施設共済研修会	園芸施設共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業共済制度の健全な運営に資することを目的とする	職員	2人
	家畜共済研修会	家畜共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業共済制度の健全な運営に資することを目的とする	職員	2人
	建物共済損害評価技術研修会	建物共済の損害評価に関する専門知識及び実務に関する理論的知識の習得を図る。	職員	1人
	農機具共済専門講習会	農機具共済担当職員研修会の講師を養成するため、実務に関する理論的知識の習得を図る	職員	1人